

【家庭福祉課本課関係】

「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>厚生労働省発雇児第1203001号 平成19年12月3日</p> <p>[一部改正] 平成20年7月23日発雇児0723003号 [一部改正] 平成21年8月20日発雇児0820第5号 [一部改正] 平成22年3月29日発雇児0329第77号 [一部改正] 平成23年4月18日発雇児0418第1号 [一部改正] 平成24年6月18日発雇児0618第3号 [一部改正] 平成25年6月21日発雇児0621第5号 [一部改正] 平成26年5月13日発雇児0513第7号 [一部改正] 平成27年6月5日発雇児0605第2号 [一部改正] 平成28年9月1日発雇児0901第2号 [一部改正] 平成29年9月5日発雇児0905第5号 [一部改正] 平成30年9月4日発雇児0904第2号 [一部改正] 令和元年12月26日発雇児1226第7号 [一部改正] 令和2年3月10日発雇児0310第20号 [一部改正] 令和3年1月12日発雇児0112第3号 <u>[一部改正] 令和※年※月※日発雇児※第※号</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 市市長 中 核 市市長 各 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19</p>	<p>厚生労働省発雇児第1203001号 平成19年12月3日</p> <p>[一部改正] 平成20年7月23日発雇児0723003号 [一部改正] 平成21年8月20日発雇児0820第5号 [一部改正] 平成22年3月29日発雇児0329第77号 [一部改正] 平成23年4月18日発雇児0418第1号 [一部改正] 平成24年6月18日発雇児0618第3号 [一部改正] 平成25年6月21日発雇児0621第5号 [一部改正] 平成26年5月13日発雇児0513第7号 [一部改正] 平成27年6月5日発雇児0605第2号 [一部改正] 平成28年9月1日発雇児0901第2号 [一部改正] 平成29年9月5日発雇児0905第5号 [一部改正] 平成30年9月4日発雇児0904第2号 [一部改正] 令和元年12月26日発雇児1226第7号 [一部改正] 令和2年3月10日発雇児0310第20号 [一部改正] 令和3年1月12日発雇児0112第3号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 市市長 中 核 市市長 各 児童相談所設置市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19</p>

年4月1日から適用することとされたので通知する。
なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。

年4月1日から適用することとされたので通知する。
なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。
 - (1) 児童虐待防止対策等支援事業
 - ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。）及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行う児童虐待防止対策支援事業

イ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。
 - (1) 児童虐待防止対策等支援事業
 - ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。）及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行う児童虐待防止対策支援事業（法的対応機能強化事業分を除く。）

イ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業（法的対応機能強化事業分に限る。）

ウ 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児

児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業（虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。以下このウにおいて同じ。）に対して横浜市が補助する事業及び一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業に対して明石市が補助する事業。ただし、当分の間、一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業の一部を明石市が行うことができるものとする。

ウ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業

エ 児童家庭支援センター運営等事業

(ア) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

(イ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

(ウ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙3「指導委託促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導委託促進事業

オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

カ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
(ア) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質

児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業（虐待・思春期問題情報研修センター事業分に限る。以下このウにおいて同じ。）に対して横浜市が補助する事業及び一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業に対して明石市が補助する事業。ただし、当分の間、一般財団法人あかしこども財団が行う児童虐待防止対策支援事業の一部を明石市が行うことができるものとする。

エ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業

オ 児童家庭支援センター運営等事業

(ア) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

(イ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

(ウ) 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙3「指導委託促進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う指導委託促進事業

カ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

キ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
(ア) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員の資質

向上のための研修事業

- (イ) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業
- 主** 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
- (ア) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業

- (イ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、市町村（**指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。**）が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

- (ウ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業

- (エ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

- (オ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の3に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護

向上のための研修事業

- (イ) 平成25年6月7日雇児発0607第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「児童養護施設等の職員人材確保事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等の職員人材確保事業

ク 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

- (ア) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業（**※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る事業を除く。**）

- (イ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の1に基づき、市町村が行い又は助成する児童養護施設等の環境改善事業（**※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る事業を除く。**）に対して都道府県が補助する事業

- (ウ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業

- (エ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の2に基づき、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）が行い又は助成する地域子育て支援拠点の環境改善事業に対して都道府県が補助する事業

- (オ) 平成27年6月5日雇児発0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」第3の3に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所及び一時保護

所の環境改善事業

ク 平成29年3月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う就学者自立生活援助事業

ク 社会的養護自立支援事業等

(ア) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う社会的養護自立支援事業

(イ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

(ウ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

コ 平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業

サ 令和2年1月30日子発0130第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親への委託前養育等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親への委託前養育等支援事業

シ 乳児院等多機能化推進事業

(ア) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づ

所の環境改善事業（※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る事業を除く。）

ク 平成29年3月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「就学者自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う就学者自立生活援助事業

ク 社会的養護自立支援事業等

(ア) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う社会的養護自立支援事業

(イ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

(ウ) 平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

サ 平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区が行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業

シ 令和2年1月30日子発0130第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「里親への委託前養育等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親への委託前養育等支援事業

シ 乳児院等多機能化推進事業

(ア) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づ

き、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う乳児院等多機能化推進事業

(イ) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う乳児院等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

ス 児童養護施設等体制強化事業

(ア) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等体制強化事業

(イ) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等体制強化事業に対して都道府県が補助する事業

セ 平成30年7月26日子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業

ソ 令和※年※月※日子発※第※号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等民有地マッチング事業実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童養護施設等民有地マッチング事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業

(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のAに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る

き、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う乳児院等多機能化推進事業

(イ) 平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う乳児院等多機能化推進事業に対して都道府県が補助する事業

セ 児童養護施設等体制強化事業

(ア) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う児童養護施設等体制強化事業

(イ) 平成31年4月17日子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村が行う児童養護施設等体制強化事業に対して都道府県が補助する事業

ソ 平成30年7月26日子発0726第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う養子縁組民間あっせん機関助成事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業

(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のAに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る

啓発活動事業

- (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
- (ウ) 平成22年3月29日雇見発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
- (エ) 平成14年5月30日雇見発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
- (オ) 平成14年5月30日雇見発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県、婦人相談所を設置する指定都市及び婦人相談員を設置する市（特別区を含む。）が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
- (カ) 平成21年4月6日雇見発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
- (キ) 平成22年3月29日雇見発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

啓発活動事業

- (イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業
- (ウ) 平成22年3月29日雇見発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う休日夜間電話相談事業
- (エ) 平成14年5月30日雇見発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
- (オ) 平成14年5月30日雇見発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県、婦人相談所を設置する指定都市及び婦人相談員を設置する市（特別区を含む。）が行う婦人相談所等職員への専門研修事業
- (カ) 平成21年4月6日雇見発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「人身取引被害女性及び外国人DV被害女性を支援する専門通訳者養成研修事業の実施要綱」に基づき都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う専門通訳者養成研修事業
- (キ) 平成22年3月29日雇見発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う法的対応機能強化事業
- (ク) 平成30年5月28日子発0528第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

(ケ) 令和2年9月3日子発0903第6号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所SNS等相談支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所SNS等相談支援事業

(コ) 平成24年4月5日雇児発0405第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業について」に基づき、都道府県が行う地域生活移行支援事業

(サ) 令和2年9月3日子発0903第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行うDV対応・児童虐待対応連携強化事業

(シ) 令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童学習支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童学習支援事業

(ス) 令和2年9月3日子発0903第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童通学支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童通学支援事業

ウ 令和2年9月3日子発0903第10号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び中核市を**除き、特別区を含む。**が行うDV被害者等自立生活援助事業

エ **令和※年※月※日子発※※号**厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「若年被害女性等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び中核市を**除き、特別区を含む。**が行う若年被害女性等支援事業

オ **令和※年※月※日子発※※号**厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」に基づき、**婦人相談員を設置する市（特別区を含む**

(ケ) 令和2年9月3日子発0903第6号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「婦人相談所SNS等相談支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う婦人相談所SNS等相談支援事業

(コ) 平成24年4月5日雇児発0405第23号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業について」に基づき、都道府県が行う地域生活移行支援事業

(サ) 令和2年9月3日子発0903第2号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV対応・児童虐待対応連携強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行うDV対応・児童虐待対応連携強化事業

(シ) 令和2年9月3日子発0903第3号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童学習支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童学習支援事業

(ス) 令和2年9月3日子発0903第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「同伴児童通学支援事業実施要綱」に基づき、都道府県及び婦人相談所を設置する指定都市が行う同伴児童通学支援事業

ウ 令和2年9月3日子発0903第10号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「DV被害者等自立生活援助事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び中核市が行うDV被害者等自立生活援助事業

エ **平成30年5月28日子第0528第1号**厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「平成30年度若年被害女性等支援**モデル**事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市（指定都市及び中核市を**除き、特別区を含む。**）が行う若年被害女性等支援**モデル**事業

む。)が行う困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

(交付額の算定方法)
4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。
(1) 3の(1)のウ、クの(イ)及び(エ)、コの(ウ)、スの(イ)並びにセの(イ)以外の事業
ア 別表の第3欄の各種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
(2) 3の(1)のウの事業
ア 明石市が行う事業
(ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
イ 社会福祉法人横浜博萌会が行う事業に対して横浜市が補助する事業または一般財団法人あかしこども財団が行う事業に対して明石市が補助する事業
(ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
(ウ) (イ)により選定された額と横浜市または明石市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額の算定方法)
4 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める中区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。
(1) 3の(1)のウ、クの(イ)及び(エ)、コの(ウ)、スの(イ)並びにセの(イ)以外の事業
ア 別表の第3欄の各種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
(2) 3の(1)のウの事業
ア 明石市が行う事業
(ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
イ 社会福祉法人横浜博萌会が行う事業に対して横浜市が補助する事業または一般財団法人あかしこども財団が行う事業に対して明石市が補助する事業
(ア) 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
(ウ) (イ)により選定された額と横浜市または明石市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 3の(1)のクの(イ)及び(エ)、コの(ウ)、スの(イ)並びにセの(イ)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(3) 3の(1)のクの(イ)及び(エ)、コの(ウ)、スの(イ)並びにセの(イ)の事業

(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合に
は、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県、横浜市及び明石市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合に
は、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県、横浜市及び明石市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは

「都道府県知事の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(12) 横浜市及び明石市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市」又は「明石市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」又は「明石市」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「横浜市長の承認」又は「明石市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(13) (12)により付した条件に基づき横浜市長又は明石市長が承認をすれば、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の一部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることができる。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

「都道府県知事の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(12) 横浜市及び明石市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「横浜市」又は「明石市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」又は「明石市」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「横浜市長の承認」又は「明石市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(13) (12)により付した条件に基づき横浜市長又は明石市長が承認をすれば、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の一部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることができる。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書及び関係書類を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書及び関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認められる場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3））により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日（6の（3））に

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書及び関係書類を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書及び関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認められる場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3））により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日（6の（3））に

より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができなない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができなない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 表					
1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業①	児童虐待防止対策支援事業 <u>(法的対応機能強化事業を除く)</u>	次により算出された額の合計額 1 児童虐待防止対策研修事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり ※以下の①から⑧について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑧に掲げる基準額を適用するもの（当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること）とする。 ①児童福祉司任用前講習会等 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第3の1の(2)の①のアに該当する事業 <u>3,108,000円</u> 実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業 695,000円 ②児童福祉司任用後研修 <u>3,108,000円</u> ③児童福祉司スーパーバイザー研修 ア 自主開催する場合 <u>2,306,000円</u> イ 研修を委託する場合 <u>269,000円</u> ④要保護児童対策調整機関調整担当者研修 <u>3,008,000円</u> ⑤児童相談所長研修 ア 自主開催する場合 <u>2,306,000円</u>	児童虐待防止対策支援事業に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員（臨時の職員に関する場合に限る。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助	1/2

別 表					
1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 児童虐待防止対策研修事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり ※以下の①から⑧について、複数の自治体で共同開催する場合においても、①から⑧に掲げる基準額を適用するもの（当該自治体毎の基準額の合計額と一致させること）とする。 ①児童福祉司任用前講習会等 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（以下、本種目において「実施要綱」という。）第3の1の(2)の①のアに該当する事業 <u>3,118,000円</u> 実施要綱第3の1の(2)の①のイに該当する事業 695,000円 ②児童福祉司任用後研修 <u>3,118,000円</u> ③児童福祉司スーパーバイザー研修 ア 自主開催する場合 <u>2,313,000円</u> イ 研修を委託する場合 <u>215,000円</u> ④要保護児童対策調整機関調整担当者研修 <u>3,022,000円</u> ⑤児童相談所長研修 ア 自主開催する場合 <u>2,313,000円</u>	児童虐待防止対策支援事業に必要報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員（臨時の職員に関する場合に限る。以下同じ。）へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助	1/2

	<p>（ただし会計年度任用職員及び臨時職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び借料、共済費</p>	<p>1 / 2</p> <p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び借料、共済費</p>
	<p>17 虐待防止のための情報共有システム構築事業 1 都道府県及び1市町村当たり 40,000,000円</p> <p>18 児童虐待防止のための広報啓発等事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 13,483,000円</p> <p>19 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び借料、共済費</p>
	<p>会計年度任用職員及び臨時職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び借料、共済費</p>	<p>1 / 2</p> <p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び借料、共済費</p> <p>18 児童虐待防止のための広報啓発等事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 13,482,000円</p> <p>19 児童福祉司等専門職採用活動支援事業 1 都道府県及び市（指定都市、児童相談所設置市及び児童相談所を設置する計画を有する市（特別区を含む。）に</p>

<p>月28日雇 児発第 0328006号 厚生労働省 雇用均等・ 児童家庭局 長通知)に 定める保 護者の負 担相当額 を除く。</p>	<p>1/2</p> <p>児童家庭 支援セン ター運 営事業 に必要 な給 料及び 職員 手当等 (た だし 会計 年度 及び 臨時 任用 職員 へ支 給さ れる もの に限 る)、 共 済 費、 旅 費、 需 用 費 (食 糧 費、 印 刷 費、 消 耗 品 費)、 報 務 費、 報 酬、 委 託 料、 補 助 金</p>
<p>児童家庭 支援セン ター運 営事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>①運営費</p> <p>ア 及びびの合計額</p> <p>ア 事務費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>年間 <u>11,660,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 <u>7,769,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 <u>972,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 <u>647,000円</u></p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>イ 事業費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>次の表の該当する件数区分に定める額</p>
<p>児童家庭 支援セン ター運 営事業</p>	<p>児童家庭 支援セン ター運 営事業</p>
<p>児童家庭 支援セン ター運 営事業</p>	<p>1/2</p> <p>児童家庭 支援セン ター運 営事業 に必要 な給 料及び 職員 手当等 (た だし 会計 年度 及び 臨時 任用 職員 へ支 給さ れる もの に限 る)、 共 済 費、 旅 費、 需 用 費 (食 糧 費、 印 刷 費、 消 耗 品 費)、 報 務 費、 報 酬、 委 託 料、 補 助 金</p>
<p>児童家庭 支援セン ター運 営事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>①運営費</p> <p>ア 及びびの合計額</p> <p>ア 事務費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>年間 <u>11,796,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 <u>7,854,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 <u>983,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 <u>655,000円</u></p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>イ 事業費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>※ 件数区分の算定は、前年度</p>
<p>児童家庭 支援セン ター運 営事業</p>	<p>児童家庭 支援セン ター運 営事業</p>

※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法等及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。（訪問相談件数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。）

前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。

年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。

件数区分	基準額
50件～599件	352,800円
600件～899件	937,550円
900件～1,399件	1,851,300円
1,400件～1,899件	2,792,000円
1,900件～2,399件	3,527,000円
2,400件～2,899件	4,262,000円
2,900件～3,399件	4,997,000円
3,400件～3,899件	5,732,000円
3,900件～4,399件	6,467,000円
4,400件以上	6,615,000円

②初度調弁費
1 か所当たり 400,000円

※ 件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法等及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。（訪問相談件数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。）

前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に12を乗じて得た数の区分とする。

年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。

件数区分	基準額
50件～599件	352,800円
600件～899件	937,550円
900件～1,399件	1,851,300円
1,400件～1,899件	2,792,000円
1,900件～2,399件	3,527,000円
2,400件～2,899件	4,262,000円
2,900件～3,399件	4,997,000円
3,400件～3,899件	5,732,000円
3,900件～4,399件	6,467,000円
4,400件以上	6,615,000円

②初度調弁費
1 か所当たり 400,000円

①一般生活費

- ア 就学・就労をしていない者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者
1人当たり 月額 **51,870円**
- イ 就学している者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者
1人当たり 月額 **11,310円**
- ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者
1人当たり 月額 50,000円
(支給期間は6か月を限度)

②児童用採暖費

児童用採暖費保護単価表（1人当たり月額）

※10月分から翌年3月分に限る

対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者
級地別		
旧5級地	7,270円	1,210円
旧4級地	5,570円	1,020円
旧3級地	3,600円	630円
旧2級地	2,680円	400円
その他の地域	1,340円	200円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の

(3) 生活費支援

①一般生活費

- ア 就学・就労をしていない者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する者
1人当たり 月額 **51,350円**
- イ 就学している者で措置されていた里親宅、ファミリーホーム、施設等に居住する者
1人当たり 月額 **11,190円**
- ウ 就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者
1人当たり 月額 50,000円
(支給期間は6か月を限度)

②児童用採暖費

児童用採暖費保護単価表（1人当たり月額）

※10月分から翌年3月分に限る

対象者	就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住したが、疾病等やむを得ない事情により中退した者	大学等に就学している者、就労している者
級地別		
旧5級地	7,270円	1,210円
旧4級地	5,570円	1,020円
旧3級地	3,600円	630円
旧2級地	2,680円	400円
その他の地域	1,340円	200円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職

		<p>乳児院等多機能化推進事業</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 育児指導機能強化事業 1 施設当たり <u>4,993,000 円</u></p> <p>2 医療機関等連携強化事業 (1) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師以外の場合） 1 施設当たり 1,927,000 円</p> <p>(2) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師の場合） ① 医療的ケアが必要な児童等が1人以上5人以下の場合 1 施設当たり <u>2,129,000 円</u></p> <p>② 医療的ケアが必要な児童等が6人以上9人以下の場合 1 施設当たり <u>5,084,000 円</u></p> <p>③ 医療的ケアが必要な児童等が10人以上の場合 1 施設当たり <u>6,357,000 円</u></p> <p>※ (2) の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月ににおける医療的ケアが必要な児童等の人数の実人数に応じて算定すること。</p> <p>3 産前・産後母子支援事業 (1) 支援コーディネーターの配置等による支援 1 か所当たり <u>7,241,000 円</u></p> <p>(2) 看護師の配置等による支援 1 か所当たり <u>5,090,000 円</u></p> <p>補助職員を配置する場合（加算） 1 か所当たり <u>1,125,000 円</u></p>	<p>乳児院等多機能化推進事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 育児指導機能強化事業 1 施設当たり <u>4,944,000 円</u></p> <p>2 医療機関等連携強化事業 (1) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師以外の場合） 1 施設当たり 1,927,000 円</p> <p>(2) 医療機関等連絡調整員（保健師・看護師・准看護師の場合） ① 医療的ケアが必要な児童等が1人以上5人以下の場合 1 施設当たり <u>2,096,000 円</u></p> <p>② 医療的ケアが必要な児童等が6人以上9人以下の場合 1 施設当たり <u>4,962,000 円</u></p> <p>③ 医療的ケアが必要な児童等が10人以上の場合 1 施設当たり <u>6,306,000 円</u></p> <p>※ (2) の基準額は、医療機関等連絡調整員を配置した月ににおける医療的ケアが必要な児童等の人数の実人数に応じて算定すること。</p> <p>3 産前・産後母子支援事業 (1) 支援コーディネーターの配置等による支援 1 か所当たり <u>7,157,000 円</u></p> <p>(2) 看護師の配置等による支援 1 か所当たり <u>4,968,000 円</u></p> <p>補助職員を配置する場合（加算） 1 か所当たり <u>1,092,000 円</u></p>	<p>乳児院等多機能化推進事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る）、旅費、需用費（消耗品、食糧費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役員費（通信運搬費、広告料、保険料）、報酬費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、改修費、設備整備費、補助備費、補助金</p>	<p>1 / 2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3</p>
--	--	---	---------------------	---	---	--

DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	1人(世帯)当たり 350,000円	5/10
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員(※1)の数の範囲内において、婦人相談員1人に対し、1月当たり151,800円 ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、婦人相談員1人に対し、1月当たり194,900円 ※1 会計年度任用職員等(令和元年度以前の制度において、非常勤として委嘱されていた者を含む)とする ※2 婦人相談員の1週間の勤務時間が30時間を下回る場合は、30時間に対する1週間の勤務時間の割合を、上記の金額に乗じて算出すること。 (例1) 1週間の勤務時間が20時間である場合は、上記の金額に20時間/30時間を乗じて金額を算出 ※3 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼業している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること (例2) 婦人相談員としての業務量が、全体の業務量の半分程度である場合は、専従職員0.5人として換算し、上記の金額に0.5を乗じて金額を算出 ※4 婦人相談員が、月の途中で任免された場合は、当該月の勤務日数	5/10
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員(※1)の数の範囲内において、婦人相談員1人に対し、1月当たり153,900円 ただし、別に定めるところにより、一定の研修を修了した者については、婦人相談員1人に対し、1月当たり197,700円 ※1 会計年度任用職員等(令和元年度以前の制度において、非常勤として委嘱されていた者を含む)とする ※2 婦人相談員の1週間の勤務時間が30時間を下回る場合は、30時間に対する1週間の勤務時間の割合を、上記の金額に乗じて算出すること。 (例1) 1週間の勤務時間が20時間である場合は、上記の金額に20時間/30時間を乗じて金額を算出 ※3 婦人相談員が、婦人相談員以外の業務と兼業している場合は、全体の業務量に対する婦人相談員としての業務量の割合等を勘案し、専従職員として換算した人数に上記の金額に乗じて算出すること (例2) 婦人相談員としての業務量が、全体の業務量の半分程度である場合は、専従職員0.5人として換算し、上記の金額に0.5を乗じて金額を算出 ※4 婦人相談員が、月の途中で任免された場合は、当該月の勤務日数	5/10
DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化対策費のたに必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時任用職員へ支給されるものに限る)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	5/10

			<p>機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>（6） 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業 婦人相談所一時保護所において、個別対応職員を配置した場合 年額 <u>5,831,000 円</u></p> <p>※1 配置期間が1年に満たない場合は、<u>5,831,000 円</u> × 配置月数/12</p> <p>※2 上記により算出した金額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（7） 婦人相談所SNS等相談支援事業 1 か所当たり 年額 <u>38,993,000 円</u></p>	<p>機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業 事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、扶助費</p> <p>婦人相談所SNS相談支援事業 に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料</p>
			<p>機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>（6） 婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業 婦人相談所一時保護所において、個別対応職員を配置した場合 年額 <u>5,866,000 円</u></p> <p>※1 配置期間が1年に満たない場合は、<u>5,866,000 円</u> × 配置月数/12</p> <p>※2 上記により算出した金額に、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（7） 婦人相談所SNS等相談支援事業 1 か所当たり 年額 <u>39,837,000 円</u></p>	<p>機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業 事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、扶助費</p> <p>婦人相談所SNS相談支援事業 に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料</p>
			<p>年額 713,960 円</p>	<p>機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所SNS相談支援事業 に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料</p>

「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>子 発 0417 第 3 号 平成 31 年 4 月 17 日</p> <p>【一部改正】令和 2 年 1 月 30 日子発 0130 第 1 号 <u>【一部改正】令和 2 年 1 月 30 日子発 0130 第 1 号</u></p> <p>都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について</p> <p>家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である一方、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭に近い環境での養育を推進することが重要である。</p> <p>このため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）では、国及び地方公共団体は、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>また、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中に</p>	<p>子 発 0417 第 3 号 平成 31 年 4 月 17 日</p> <p>【一部改正】令和 2 年 1 月 30 日子発 0130 第 1 号</p> <p>都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について</p> <p>家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である一方、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭に近い環境での養育を推進することが重要である。</p> <p>このため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）では、国及び地方公共団体は、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>また、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中に</p>

改 正 後	現 行
<p>おける里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うことを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。</p> <p>平成30年7月6日には、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として、都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示した「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を取りまとめた。</p> <p>これらを踏まえ、今般、里親支援等の業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、東京都知事におかれては、貴管内の特別区の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p>この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって、平成29年3月31日雇児発第0331第44号「里親支援事業の実施について」は、平成31年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>おける里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うことを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。</p> <p>平成30年7月6日には、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として、都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示した「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を取りまとめた。</p> <p>これらを踏まえ、今般、里親支援等の業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」を定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、東京都知事におかれては、貴管内の特別区の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p>この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって、平成29年3月31日雇児発第0331第44号「里親支援事業の実施について」は、平成31年3月31日限りで廃止する。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体及び里親支援機関の指定 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱</p> <p>第1 目的 全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有している。 このため、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要である。 この里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援（以下「フォスタリング業務」という。）及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体及び里親支援機関の指定 1 実施主体 この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、N</p>

改 正 後	現 行
<p><u>第3 支援対象</u> <u>本事業の支援対象は、里親等及び委託児童等とし、委託解除後の自立支援も含む。</u></p> <p><u>第4 事業内容</u> 1 里親制度等普及促進・リクルート事業 (1) 趣旨 里親制度・ファミリーホーム及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。</p>	<p>P O法人等、当該事業を適切に実施することができると認められた者（以下「民間機関」という。）に委託して実施できることとする。</p> <p>2 里親支援機関の指定 都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関（A型）として指定するものとする。 この場合、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができると認められた者についても、里親支援機関（A型）として指定し、委託することができる。 また、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院であって、事業の委託を受けずに第3に掲げる事業を行っている者については、その役割を明示するため、里親支援機関（B型）として指定すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>第3 事業内容</u> 1 里親制度等普及促進・リクルート事業 (1) 趣旨 里親制度及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。</p>

改 正 後	現 行
<p>このため、一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となつた者（以下「養親」という。）による講演や説明を行い、保護を要する子ども福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容 (略)</p> <p>(3) 事業の実施体制 (略)</p> <p>(4) 里親リクルーターの資格要件 (略)</p>	<p>このため、一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となつた者（以下「養親」という。）による講演や説明を行い、保護を要する子ども福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容 里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、養育里親を開拓するとともに、養子縁組を円滑に推進するため養子縁組里親を開拓する。</p> <p>(3) 事業の実施体制 事業の実施に当たっては、里親制度等の普及啓発活動の企画及び実施、里親になることを希望する者及び養親希望者（以下「里親等希望者」という。）に対する里親の役割や意義等の説明、里親等希望者のアセスメント等の主たる担当者（以下、「里親リクルーター」という。）を配置することができる。</p> <p>また、里親リクルーターの業務を補助する職員（リクルーター補助員）を配置することができる。</p> <p>(4) 里親リクルーターの資格要件 里親リクルーターの資格要件は、次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 社会福祉士 ② 精神保健福祉士 ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第13条の第3項各号のいずれかに該当する者 ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であつて、里親制度等への理解及びピン</p>

改 正 後	現 行
<p>(5) 留意事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>地域において児童福祉に理解がある者や子ども</u>の養育を希望する者などを把握し、<u>地域の子育て支援を担う市町村との連携は極めて重要であることから、市町村と連携したリクルート活動等に努めること。</u></p> <p>2 里親研修・トレーニング等事業 (略)</p>	<p>ーシヤルワークの視点を有する者</p> <p>⑤ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区の長の長を含む。以下同じ。）が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① 講演会・説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。</p> <p>② 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、積極的に講演会・説明会に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 里親研修・トレーニング等事業 (1) 趣旨</p> <p>里親登録及び登録の更新に必要な基礎研修・登録前研修及び更新研修、子どもが委託されていない里親や子どもを委託されている里親（以下、「未委託里親等」という。）に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>必須事業として、次の①を行うこと。また、②及び③についても実施に努めること。</p> <p>①基礎研修・登録前研修及び更新研修</p>

改 正 後	現 行
	<p>ア 養育里親研修 研修の対象者、実施方法等は平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。</p> <p>イ 専門里親研修 研修の対象者、実施方法等は平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。</p> <p>ウ 養子縁組里親研修 研修の対象者、実施方法等は平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとする。</p> <p>②未委託里親等に対するトレーニング事業 養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けることを希望する者のうち、都道府県知事が適当と認めた里親に対し、次のア及びイを行うものとする。</p> <p>ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の（ア）から（ウ）について継続かつ反復して実施すること。</p> <p>（ア）事例検討・ロールプレイ （イ）外部講師による講義の実施 （ウ）施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習</p> <p>イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。</p> <p>③フォスタリング業務職員研修参加促進事業 都道府県は、フォスタリング業務に携わる職員（児童相談所及び</p>

改 正 後	現 行
<p>(5) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、<u>家庭養護の担い手であることから、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修その他の資質の向上を目的とした研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。</u></p>	<p>民間機関の職員)の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。</p> <p>なお、対象となる研修は別に定めるところによること。</p> <p>ア 研修に関する情報提供</p> <p>イ 研修希望者の登録</p> <p>ウ 研修に参加するための研修代替職員雇上費の支給</p> <p>(3) 事業の実施体制</p> <p>事業の実施に当たっては、(2)の①及び②の主たる担当者として里親トレーニング担当職員(以下、「里親トレーナー」という。)を配置することができる。</p> <p>里親トレーナーは児童相談所へ定期的に又は随時に研修及びトレーニング状況を報告すること。</p> <p>また、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから研修及びトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。</p> <p>(4) 里親トレーナーの資格要件</p> <p>里親トレーナーの資格要件は、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① 基礎研修・登録前研修及び更新研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。</p> <p>② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。</p> <p>③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、<u>平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮すること。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>3 里親委託推進等事業 (略)</p> <p>(2) 事業内容 この事業は、次の①及び②を行うこととする。 ①里親とのマッチング (略)</p> <p>②自立支援計画の作成 (略)</p>	<p><u>なお、ファミリーホームの養育者については、今後、里親登録を必須とする予定であることから留意すること。</u></p> <p>④ 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、養子縁組家庭の養育環境の向上の観点から、各種研修に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。</p> <p>⑤ (3)の②の(ア)に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託されている子どもの特性等の個々の未委託里親等の状況を考慮すること。</p> <p>3 里親委託推進等事業 (1) 趣旨 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容 この事業は、次の①及び②を行うこととする。 ①里親とのマッチング 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、その子どもにも最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行う。</p> <p>②自立支援計画の作成 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）へ委託された子どもの養育の内容や自立に向け</p>

改 正 後	現 行
<p>(3) 事業の実施体制</p> <p>この事業は、主たる担当者として里親等委託調整員を配置するとともに、関係機関と連携し里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。</p> <p>①里親等委託調整員等の配置</p> <p>事業の実施にあたっては、里親支援事業全体の企画及び里親等と乳幼児等の児童福祉施設（以下「施設」という。）、<u>市町村を含む</u>関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を行う里親等委託調整員を配置すること。</p> <p>また、里親等委託調整員の業務を補助する職員（委託調整補助員）を配置することができる。</p> <p>②里親委託等推進委員会の設置</p> <p>ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親等委託調整員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者や<u>市町村の子育て支援担当職員</u>等に対し本委員会への参加を依頼すること。</p> <p>イ～オ （略）</p>	<p>た支援内容等について記載した自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。</p> <p>(3) 事業の実施体制</p> <p>この事業は、主たる担当者として里親等委託調整員を配置するとともに、関係機関と連携し里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。</p> <p>①里親等委託調整員等の配置</p> <p>事業の実施にあたっては、里親支援事業全体の企画及び里親等と乳幼児等の児童福祉施設（以下「施設」という。）、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を行う里親等委託調整員を配置すること。</p> <p>また、里親等委託調整員の業務を補助する職員（委託調整補助員）を配置することができる。</p> <p>②里親委託等推進委員会の設置</p> <p>ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親等委託調整員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。</p> <p>イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。</p> <p>ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導を行うこと。</p> <p>エ 里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。</p> <p>オ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子ども</p>

改 正 後	現 行
<p>(4) 里親等委託調整員の資格要件 (略)</p> <p>(5) 事業の実施方法 ①里親とのマッチング (略)</p> <p>②里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画作成 (略)</p>	<p>もや里親又はファミリーホームに関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。</p> <p>(4) 里親等委託調整員の資格要件 里親等委託調整員は、里親制度等に対する理解があり、子どもの立場にたつて事業を推進することができる者であつて、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(5) 事業の実施方法 ①里親とのマッチング ア 委託候補里親の選定にあつては、平成23年3月30日雇児発0330第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。</p> <p>イ 子どもと里親との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。</p> <p>ウ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。</p> <p>②里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画作成 ア 自立支援計画は、子ども本人及びその保護者並びに里親又はファミリーホームの意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成すること。</p> <p>イ 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親又はフ</p>

改 正 後	現 行
<p>4 里親訪問等支援事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 (略)</p> <p>①里親等への訪問支援 現に子どもを養育している里親等やレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（以下「レスパイト・ケア等」という。）など短期間養</p>	<p>ファミリーホームの生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定すること。</p> <p>ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているかどうかについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に計画の見直しを行うこと。</p> <p>4 里親訪問等支援事業</p> <p>(1) 趣旨 里親や養親などが養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。</p> <p>このため、里親等（里親の同居人及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の補助者並びに養親及び養親希望者を含む。以下4（1）、（2）、（3）及び（5）において同じ。）に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。</p> <p>(2) 事業内容 この事業は、必須事業として、次の①及び②を行うものとする。また、③及び④についても実施に努めること。</p> <p>①里親等への訪問支援 現に子どもを養育している里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に</p>

現 行	改 正 後
<p>訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。</p> <p>なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。</p> <p>さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親とこれを受入れる里親や施設の間の調整を行う。</p> <p>②里親等による相互交流 里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。</p> <p>③親子の再統合に向けた面会交流支援 親子の再統合に向けて、保護者からの相談に応じるとともに、子どもと保護者の面会交流の調整を行う。併せて、現に子どもを養育する里親等への支援を行う。</p> <p>④夜間・土日の相談支援体制の整備 平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭等に対して、適確に相談支援を行うため、里親支援機関における平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。</p> <p>(3) 事業の実施体制 この事業は、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施すること。 また、里親等相談支援員の業務を補助する職員（相談支援員補助員）を配置することができる。</p>	<p>育している里親・ファミリーホームからの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。</p> <p>なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。</p> <p>さらに、里親・ファミリーホームに対するレスパイト・ケアについて、里親・ファミリーホームとこれを受入れる里親・ファミリーホームや施設の間の調整を行う。</p> <p>②里親等による相互交流 (略)</p> <p>③親子の再統合に向けた面会交流支援 (略)</p> <p>④夜間・土日の相談支援体制の整備 (略)</p> <p>(3) 事業の実施体制 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(4) 担当者の資格要件 (略)</p> <p>(5) 事業の実施方法 ①里親等への訪問支援 ア～カ (略)</p>	<p>併せて、里親等へ委託された子どもでもあって、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。</p> <p>(4) 担当者の資格要件</p> <p>① 里親等相談支援員の資格要件は、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。</p> <p>② 心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者</p> <p>イ 都道府県知事がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたる者</p> <p>(5) 事業の実施方法</p> <p>①里親等への訪問支援</p> <p>ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子(以下「委託された子ども等」という。)の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。</p> <p>イ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。</p> <p>ウ 援助者は、里親経験者など子どもの養育に経験のある者であつて、当該里親等や当該里親等に委託されている子ども等と面識があるなど、当該委託されている子ども等々の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。</p> <p>エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等</p>

改 正 後	現 行
<p>キ 里親等が円滑にレスパイト・ケア等を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、実際のレスパイト・ケア等に関する情報を共有して、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。</p> <p>②里親等による相互交流 (略)</p> <p>③親子の再統合に向けた面会交流支援 (略)</p>	<p>の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。</p> <p>オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子ども等を里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。</p> <p>カ 援助者は里親等相談支援員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。</p> <p>キ 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（<u>シヨーステイ又はトワイラステイ</u>）（以下「レスパイト・ケア等」という。）を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。</p> <p>②里親等による相互交流</p> <p>ア 相互交流は定期的を実施するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるとすること。</p> <p>イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携を取りながら支援にあたるものとする。</p> <p>③親子の再統合に向けた面会交流支援</p> <p>ア 保護者と子どもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行うこと。</p> <p>イ 調整に当たっては、子どもと保護者、里親との関係性に留意すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>④夜間・土日の相談支援体制の整備 (略)</p> <p>5 <u>里親等委託児童自立支援事業</u> (1) <u>趣旨</u> 里親等において、進学・就職等の自立支援及び委託解除後のアフターケアは重要である。里親等における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託された子ども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。 (2) <u>事業内容</u> この事業は、次の①から⑥を行うものとする。</p>	<p>ウ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流の重要性等について十分に説明すること。</p> <p>エ 交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行うこと。</p> <p>④夜間・土日の相談支援体制の整備</p> <p>ア 平日の夜間や早朝など通常の開所時間外の時間、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「夜間休日等」という。）の相談支援体制を整備すること。</p> <p>イ 24 時間 365 日の相談支援を実施する場合には、夜間休日等について、年間を通じて相談支援体制を整備すること。</p> <p>ウ 相談支援に当たっては、十分に経験を積んだ者を充てるなど、適切な指導や助言を行えるよう留意すること。</p> <p>エ 外部委託や宿日直職員の配置等により相談を受け、必要に応じて、適切な指導や助言を行える者に繋げる等の手法も可能とする。</p> <p>オ 相談窓口について、共働きの里親家庭だけではなく、多くの里親が利用できるよう広く周知すること。</p> <p>(新規)</p>

改 正 後	現 行
<p>①自立支援計画作成への助言及び進行管理</p> <p>②児童の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携</p> <p>③高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学 又就労支援等</p> <p>④委託解除前からの自立に向けた相談支援等</p> <p>⑤委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助</p> <p>⑥その他子ども等の自立支援に資する業務</p> <p>(3) 事業の実施体制</p> <p>この事業は、主たる担当者として自立支援担当支援員を配置して実施すること。</p> <p>(4) 自立支援担当支援員の資格要件</p> <p>自立支援担当支援員の資格要件は、第3の1の(4)の①から⑤のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(5) 事業の実施方法</p> <p>①自立支援担当支援員は、委託解除前及び進学又は就職により委託解除した18歳以上の者（義務教育終了後就職により委託解除した者又は委託解除後に離職、退学する等自立支援が必要と都道府県等が認められた者を含む）（以下「アフターケア対象者」という。）への支援を実施すること。</p> <p>②自立支援担当支援員は、次のいずれかの方法で支援を行うこと。</p> <p>ア アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援を行う。</p> <p>イ アフターケア対象者がフォスタリング機関等を来所し、相談支援を行う。</p> <p>ウ アフターケア対象者に対して電話やメール等により相談支援を行う。</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>6</u> 共働き家庭里親委託促進事業 (略)</p>	<p><u>5</u> 共働き家庭里親委託促進事業 (1) 趣旨 官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。</p> <p>(2) 事業内容 里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、里親に委託された子どもへの養育と就業との両立が可能となるような取組（以下「取組」という。）について、里親支援機関が企画・立案し、その実践を民間企業等に委託するとともに、得られた取組結果について、里親支援機関と実践した民間企業とで連携して分析・検証を行う。</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>① 取組の企画・立案にあたっては、実際に委託を受けている共働き家庭の里親の意見を十分に踏まえること。</p> <p>② 取組の委託先は、事業の趣旨から、里親制度に対する知識と理解を有する民間企業等への委託を優先的に考慮することとし、事業を適切に遂行できる民間企業等の開拓に努めること。</p> <p>③ 取組を実践する際には、里親支援機関と委託を受けた民間企業等の間で事前に調整等を行い、企画・立案した内容が円滑に実施されるよう配慮すること。</p>
<p><u>7</u> <u>障害児里親等委託推進モデル事業</u> (1) 趣旨 <u>子どもの最善の利益を実現していくため、障害の有無を問わず、全ての子どもが家庭的な環境で養育される必要があり、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制を構築する</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>ことが重要となっている。</u></p> <p><u>このため、障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p><u>この事業は、次の①から④を行うものとする。</u></p> <p>①<u>障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握</u></p> <p>②<u>障害児施設との連絡調整</u></p> <p>③<u>障害児施設職員との連携による支援</u></p> <p>④<u>その他児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援</u></p> <p>(3) <u>事業の採択及び実施状況報告について</u></p> <p><u>上記(2)の事業を実施する都道府県等は、別に定めるところにより応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。</u></p> <p><u>事業を実施した都道府県等は、事業終了後、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところにより翌年度4月末日までに厚生労働省に報告すること。なお、報告された実施状況については、全国会議(部局長会議等)や厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があるものとする。</u></p> <p>8 里親等委託推進提案型事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>里親等委託推進に向けて意欲的に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の一層の推進を図る。</u></p> <p>(2) 事業内容</p>	<p>(新規)</p>

改 正 後	現 行
<p>都道府県等が提案する里親等委託推進に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。</p> <p>(3) 事業の実施要件</p> <p>①対象事業</p> <p>この事業は、(4)に定める評価指標を設定の上、次のアからウのいずれかに該当する先駆的な事業を対象とする。</p> <p>ア 里親等委託の促進を図る事業</p> <p>イ 特別養子縁組の促進を図る事業</p> <p>ウ その他特に里親等委託推進に資すると考えられる事業</p> <p>②事業周知のための広報媒体の作成</p> <p>ア 実施した取組を全国的に展開できるように広報媒体を作成すること。</p> <p>イ 広報媒体については、全国会議（部局長会議等）や厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。</p> <p>(4) 評価指標（KPI）の設定等</p> <p>① 事業の実施にあたり、提案する事業に関連した評価指標（KPI）を設定すること。</p> <p>② 評価指標（KPI）は、都道府県等のホームページ等により、事業の取組内容等とともに公表するなど「見える化」を行うこと。</p> <p>③ ①により設定した評価指標（KPI）を達成できなかった場合は、その原因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低いと認められる場合は、補助金を返還させることがある。</p> <p>(5) 事業の採択及び実施状況報告について</p> <p>上記(3)①の事業を実施する都道府県等は、別に定めるところにより応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>事業を実施した都道府県等は、事業終了後、事業の効果や課題を検証した上で、実施状況について別に定めるところにより翌年度4月末日までに厚生労働省に報告すること。</u></p> <p>第5 事業の実施に当たったての留意事項等 (略)</p> <p>2 <u>市町村連携コーディネーターの配置</u> <u>第3の1から5の事業等について、地域の子育て支援を担う市町村との連携した取組を推進するため、市町村連携コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、市町村と連携した活動を行うことができる。</u> <u>コーディネーターは、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第3の1の(4)の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。</u> <u>なお、次の(1)から(5)の取組を通じて市町村と連携すること。</u> <u>(1) 地域資源を通じてターゲットを絞った里親のリクルート活動の実施</u> <u>(2) 児童相談所が保有する里親情報の共有</u></p>	<p>第4 事業の実施に当たったての留意事項等</p> <p>1 統括責任者の配置 第3の1から4の事業のうち、3以上の事業を実施する場合には、支援業務を統括する者(以下「統括責任者」という。)を配置することができ 統括責任者は、フォスタリング業務等の十分な経験を有し、第3の1の(4)の①から⑤以下のいずれかに該当する者とする。 なお、一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましいこと。 <u>(新規)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(3) 地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用</p> <p>(4) 子育て短期支援事業のマッチングやショートステイ期間中の支援</p> <p>(5) その他市町村との連携に資する取組</p> <p><u>3</u> 設備 (略)</p>	<p><u>2</u> 設備 本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 事務室</p> <p>(2) 相談室等、里親等が訪問できる設備</p> <p>(3) その他、事業を実施するために必要な設備</p> <p>3 里親支援機関等の守秘義務</p> <p>法第 11 条第 1 項第 2 号へにおいては、都道府県（児童相談所）における里親に関する業務が規定され、同条第 4 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令 11 号）第 1 条の 41 で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができるとされており、これらの規定により委託を受けた者について、法第 11 条第 5 項においてその守秘義務が規定されている。</p> <p>また、里親支援専門相談員を配置する乳児院又は児童養護施設や児童家庭支援センターが、里親支援機関（B 型）として指定を受け支援を行う場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令 63 号）第 14 条の 2 において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務が規定されている。</p> <p>なお、里親会や NPO 法人など、児童福祉施設以外のものが里親支援機関（B 型）として指定を受けて支援を行っている場合には、秘密保持義務は課されていないが、その業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、業務上知り得た支援対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>5</u> 養子縁組民間あっせん機関への委託 (略)</p> <p><u>6</u> フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン (略)</p> <p>第5 経費の補助 (略)</p>	<p>(2) 個人情報記載された資料を、支援の実施以外の目的で複製又は複製してはならないこと。作業の必要上、複製又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。</p> <p>(3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者とその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。</p> <p>(5) (1) から (4) の内容を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。</p> <p><u>4</u> 養子縁組民間あっせん機関への委託 養子縁組里親等への支援については、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。）に委託可能であること。</p> <p><u>5</u> フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン 事業の実施に当たっては、『「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について』（平成 30 年 7 月 6 日子発 0706 第 2 号）の別添「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」で示した内容を十分に踏まえて実施すること。</p> <p>第5 経費の補助 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

「養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>子 発 0726 第 3 号 平成 30 年 7 月 26 日</p> <p>【一部改正】平成31年4月17日子発0417第6号 【一部改正】令和2年1月30日子発0130第5号 <u>【一部改正】令和※年※月※日子発※※第※号</u></p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長 厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について</p> <p>養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。 このため、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）」に基づき、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することとされた。</p> <p>これらを踏まえ、養親希望者等の負担軽減や、民間あっせん機関の職員の人材育成等を図るため、今般、別紙のとおり「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p>	<p>子 発 0726 第 3 号 平成 30 年 7 月 26 日</p> <p>【一部改正】平成31年4月17日子発0417第6号 【一部改正】令和2年1月30日子発0130第5号</p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長 厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業の実施について</p> <p>養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。 このため、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）」に基づき、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することとされた。</p> <p>これらを踏まえ、養親希望者等の負担軽減や、民間あっせん機関の職員の人材育成等を図るため、今般、別紙のとおり「養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p>

改 正 後	現 行
<p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言である。</p>	<p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言である。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象事業 本事業は、都道府県等が実施する次の(1)及び(3)の事業、養子縁組民間あっせん機関が行う次の(2)の事業に対して都道府県等が補助する事業を対象とする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>養子縁組民間あっせん機関助成事業実施要綱</p> <p>1 目的 養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組民間あっせん機関(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせん事業を行う者をいう。)が果たす役割は重要である。 このため、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。 併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)とする。</p> <p>3 対象事業 本事業は、都道府県等が実施する次の(1)及び(3)の事業、養子縁組民間あっせん機関が行う次の(2)の事業に対して都道府県等が補助する事業を対象とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 (略)</p> <p>(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 (ア)～(カ) (略)</p>	<p>(1) 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業 (ア) 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関及び児童相談所の職員の研修参加を促進するため、以下の支援を行うこと。 なお、対象となる研修は別に定めるところによること。 ① 研修に関する情報提供 ② 研修希望者の登録 ③ 研修に参加するための費用（旅費、研修代替職員雇上費、研修受講費）の支給 (イ) 第三者評価受審促進事業 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関の第三者評価の受審を促進するため、第三者評価を受審するための費用の一部を補助すること。 なお、第三者評価を実施する評価機関及び評価基準については別に定めるところによること。</p> <p>(2) 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 (ア) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組を全て実施すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） ② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 ③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 ④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマ</p>

改 正 後	現 行
	<p>ツチング</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組</p> <p>(イ) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にあっせん及び成立前・成立後の支援を実施すること。</p> <p>(ウ) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援を実施すること。 なお、心理療法担当職員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者</p> <p>② 都道府県知事が①に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者</p> <p>(エ) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など（以下「特定妊婦」という。）からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養</p>

改 正 後	現 行
<p>(キ) <u>子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u> <u>子どもの権利条約に基づき、養子縁組民間あっせん機関において</u> <u>も、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要で</u> <u>あり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設け</u> <u>る等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。</u></p> <p>(3) 養親希望者手数料負担軽減事業 (略)</p>	<p>育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援を実施すること。</p> <p>(オ) 高齢児等への支援体制構築モデル事業 社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等を行うなど、比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための体制を構築し、養子縁組成立前後のきめ細かな支援を実施すること。</p> <p>(カ) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図る取組を実施すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 養親希望者手数料負担軽減事業 養親希望者の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料について、養親希望者の居住する都道府県等より養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助すること。 なお、補助に当たっては、養親希望者から養子縁組民間あっせん機関に対して支払った手数料の額を証明する領収書等を徴収して行うこ</p>

改 正 後	現 行
<p>4 事業計画書の提出 (略)</p>	<p>と。</p> <p>4 事業計画書の提出 3の(2)の事業の実施を希望する養子縁組民間あっせん機関は、別紙様式1により都道府県等に事業計画書を提出すること。 都道府県等においては、別紙様式1により提出された事業計画書について、必要に応じて養子縁組民間あっせん機関と内容を調整した上で、別紙様式2により厚生労働省に事業計画書を提出すること。 なお、事業計画書の提出に当たっては、3の(2)の取組を行う上での、 ①児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築、 ②子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援、 ③養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 などの具体的な手法を記載すること。</p>
<p>5 事業実績報告書の提出 (略)</p>	<p>5 事業実績報告書の提出 3の(2)の事業を実施する養子縁組民間あっせん機関は、事業終了後、事業の効果や課題を検証し、別紙様式3により事業実績報告書を翌年度4月15日までに、都道府県等に提出すること。 都道府県等においては、別紙様式3により提出された事業実績報告書について、内容を審査の上、別紙様式4により翌年度4月末日までに、厚生労働省に事業実績報告書を提出すること。</p>
<p>6 留意事項 (1)～(2) (略)</p>	<p>6 留意事項 (1) 都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関が養親希望者に対して、居住する都道府県等に申請することで、3の(3)による補助を受け</p>

改 正 後	現 行
<p>(3) <u>養親が安心して児童を養育し、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関に対して、養子縁組の成立後においても、養親及び児童に対して、必要な支援を行うよう働きかけること。また、養子縁組民間あっせん機関が、遠隔地の養親に係る養子縁組をあっせんした場合には、定期的・継続的な支援が困難である場合も考えられるため、都道府県等は、養子縁組民間あっせん機関に対して、養子縁組の成立前から、養親の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係作りを行い、養子縁組の成立後も継続的に支援が行えるような体制を整えるよう働きかけること。</u></p>	<p>られる場合がある旨の情報提供を行うよう、周知するものとする。</p> <p>(2) 3の(2)の事業の実施に当たっては、別途通知するところにより、厚生労働省において事業計画の審査を経た上で決定する。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>7 経費の補助 (略)</p>	<p>7 経費の補助 国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙様式1)</p> <p>(自治体名) 殿</p> <p>(養子縁組民間あっせん機関名)</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>1. 事業の実施時期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>3. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまででの取組実績を記載すること。</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p>(自治体名) 殿</p> <p>(養子縁組民間あっせん機関名) 印</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>1. 事業の実施時期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>3. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまででの取組実績を記載すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （計画内容）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （計画内容）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （計画内容）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （計画内容）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 （計画内容）</p>	<p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （計画内容）</p> <p><u>（取組実績）</u></p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （計画内容）</p> <p><u>（取組実績）</u></p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （計画内容）</p> <p><u>（取組実績）</u></p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （計画内容）</p> <p><u>（取組実績）</u></p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 （計画内容）</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせ ん機関と連携した成立後支援 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもあっせん 及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など、具 体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置 する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間 等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載 すること。</p>	<p><u>(取組実績)</u></p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせ ん機関と連携した成立後支援 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもあっせん 及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など、具 体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置 する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間 等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載 すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p>	<p>(計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(6) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(7) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u> <u>子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実</u> <u>に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養</u> <u>親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子</u> <u>どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。</u> <u>(計画内容)</u></p> <p>4. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</p> <p>(5) 高齢児等への支援体制構築モデル事業</p> <p>(6) 資質向上モデル事業</p> <p><u>(7) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u></p>	<p><u>(取組実績)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</p> <p>(5) 高齢児等への支援体制構築モデル事業</p> <p>(6) 資質向上モデル事業</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>	<p>※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙様式2)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 殿</p> <p>(自治体名)</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>について、別添のとおり提出する。</p>	<p>(別紙様式2)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 殿</p> <p>(自治体名) 印</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業計画書</p> <p>について、別添のとおり提出する。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別添)</p> <p>1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称</p> <p>2. 事業の実施時期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>4. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(別添)</p> <p>1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称</p> <p>2. 事業の実施時期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>4. 事業計画の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、効果的な手法など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容)</p>	<p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (計画内容)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(削除)</u></p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実</p>	<p><u>(取組実績)</u></p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもあっせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制など具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置する心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置する看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実</p>

改 正 後	現 行
<p>施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(7) <u>子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u> <u>子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子</u></p>	<p>施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p>(6) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (計画内容)</p> <p><u>(取組実績)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。</u> <u>(計画内容)</u></p> <p>5. 事業所要額（対象経費の具体的な所要額内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 (5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 (6) 資質向上モデル事業 <u>(7) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u> <p>※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>	<p>5. 事業所要額（対象経費の具体的な所要額内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 養親希望者等支援モデル事業 (2) 障害児等支援モデル事業 (3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 (5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 (6) 資質向上モデル事業 <u>(新設)</u> <p>※ 上記の事業計画の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙様式3)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(自治体名) 殿</p> <p>(養子縁組民間あっせん機関名)</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書</p> <p>1. 事業の実施時期 令和 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>3. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題</p>	<p>(別紙様式3)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(自治体名) 殿</p> <p>(養子縁組民間あっせん機関名) 印</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書</p> <p>1. 事業の実施時期 令和 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>2. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地) (事業所の職員体制)</p> <p>3. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題</p>

改 正 後	現 行
<p>について記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援</p>	<p>について記載すること。</p> <p>① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築（定期的な関係機関連携会議の開催） （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング （取組実績）</p> <p>（取組の効果・課題）</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援</p>

改 正 後	現 行
<p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あつせん機関と連携した成立後支援 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもあつせん及び成立前・成立後の支援に当たつての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題につ</p>	<p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あつせん機関と連携した成立後支援 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもあつせん及び成立前・成立後の支援に当たつての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法担当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法担当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題につ</p>

改 正 後	現 行
<p>いて記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(5) 高齢児等への支援体制構築モデル事業 比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(6) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</p>	<p>いて記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(5) 高齢児等への支援体制構築モデル事業 比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(6) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p><u>(7) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u> <u>子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。</u> <u>(取組実績)</u></p> <p><u>(取組の効果・課題)</u></p>	<p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. 事業実績額 (対象経費の具体的な支出内訳 (人件費、事務費等) を記載)</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</p> <p>(6) 資質向上モデル事業</p>
<p>4. 事業実績額 (対象経費の具体的な支出内訳 (人件費、事務費等) を記載)</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</p> <p>(6) 資質向上モデル事業</p>	<p>4. 事業実績額 (対象経費の具体的な支出内訳 (人件費、事務費等) を記載)</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業</p> <p>(6) 資質向上モデル事業</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(7) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u></p> <p>※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別紙様式4)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 殿</p> <p>(自治体名)</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書</p> <p>令和 年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書について、別添のとおり提出する。</p>	<p>(別紙様式4)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長 殿</p> <p>(自治体名) 印</p> <p>令和 年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書</p> <p>令和 年度養子縁組民間あっせん機関助成事業に関する事業実績報告書について、別添のとおり提出する。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別添)</p> <p>1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称</p> <p>2. 事業の実施時期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地)</p> <p>(事業所の職員体制)</p> <p>4. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築 (定期的な関係機関連携会議の開催) (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援</p>	<p>(別添)</p> <p>1. 助成対象となる養子縁組民間あっせん機関の名称</p> <p>2. 事業の実施時期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p> <p>3. 養子縁組民間あっせん機関の職員体制等 (事業所の所在地)</p> <p>(事業所の職員体制)</p> <p>4. 事業実績の内容 (1) 養親希望者等支援モデル事業 養親希望者等の負担軽減に向けた以下の取組ごとに、連携先、会議の開催頻度、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。 ① 児童相談所や市区町村、産科医療機関等の関係機関との連携体制の構築 (定期的な関係機関連携会議の開催) (取組実績) (取組の効果・課題)</p> <p>② 子どもや実父母、養親に対して、関係機関と連携した支援</p>

改 正 後	現 行
<p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p>	<p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>③ 養子縁組の成立後に、子どもの実父母や養親子に対して、必要な情報提供や相談等の支援 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>④ 養子縁組前養育に円滑に繋げるための、子どもとの事前のマッチング (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>⑤ 養親同士が気軽に集まる場を提供し、悩みの共有や意見交換等の自助グループ活動の育成支援 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>⑥ 遠隔地の養親子に対する児童相談所や市区町村、他の民間あっせん機関と連携した成立後支援 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p>

改 正 後	現 行
<p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どももあわせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(3) 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法定当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法定当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効</p>	<p>⑦ その他、養親希望者等の負担軽減に向けた取組 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どももあわせん及び成立前・成立後の支援に当たっての、連携先、実施体制、支援対象者数等の実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(3) 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 心理療法定当職員を配置した相談支援体制の構築に向けて、配置した心理療法定当職員のこれまでの勤務経験や、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数などの実績及び取組の効果・課題について記載すること。</p> <p>(取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 看護師を配置した特定妊婦への支援体制の構築に向けて、配置した看護師のこれまでの勤務経験や、連携先、相談窓口の開設時間等の実施体制、経路別の相談件数及び支援の内容などの実績及び取組の効</p>

改 正 後	現 行
<p>果・課題について記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(6) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(7) <u>子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u> <u>子どもの権利条約に基づき、民間あっせん機関においても、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うことが必要であり、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援を実施すること。</u></p>	<p>果・課題について記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(5) 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 比較的年齢の高い養子とその養親に関するケアニーズに対応するための実施体制など、具体的な計画内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p> <p>(6) 資質向上モデル事業 養子縁組民間あっせん機関の資質向上を図るため、養子縁組民間あっせん機関同士の定期的な事例検討会の開催や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直しなど、具体的な計画の内容及びこれまでの取組実績を記載すること。 (取組実績)</p> <p>(取組の効果・課題)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>(取組実績)</u></p> <p><u>(取組の効果・課題)</u></p> <p>5. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</p> <p>(5) 高齢児等への支援体制構築モデル事業</p> <p>(6) 資質向上モデル事業</p> <p><u>(7) 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業</u></p> <p>※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>	<p>5. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）</p> <p>(1) 養親希望者等支援モデル事業</p> <p>(2) 障害児等支援モデル事業</p> <p>(3) 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業</p> <p>(4) 特定妊婦への支援体制構築モデル事業</p> <p>(5) 高齢児等への支援体制構築モデル事業</p> <p>(6) 資質向上モデル事業</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>※ 上記の事業実績報告の詳細について、必要に応じて、参考資料を添付すること。</p>

「児童養護施設等体制強化事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>子 発 0417 第 5 号 平成 31 年 4 月 17 日</p> <p>【一部改正】 令和 2 年 1 月 30 日子発 0130 第 4 号 <u>【一部改正】 令和 2 年 1 月 30 日子発 0130 第 4 号</u></p> <p>都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>児童養護施設等体制強化事業の実施について</p>	<p>子 発 0417 第 5 号 平成 31 年 4 月 17 日</p> <p>【一部改正】 令和 2 年 1 月 30 日子発 0130 第 4 号</p> <p>都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省子ども家庭局長</p> <p>児童養護施設等体制強化事業の実施について</p>
<p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童養護施設等における人材の確保に向けて、別紙のとおり「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたいと通知する。</p> <p>については、各都道府県知事におかれましては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、児童養護施設等における人材の確保に向けて、別紙のとおり「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたいと通知する。</p> <p>については、各都道府県知事におかれましては、貴管内の市（指定都市・中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

現 行	改 正 後
<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等体制強化事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者（以下「補助者」という。）を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市とする。ただし、対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」とする。）とする。</p> <p>第3 事業の内容 児童指導員等の勤務環境改善に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助する。 (1) 児童指導員等となる人材の確保 児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員（以下「児童指導員等」という。）の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。 (2) 夜間業務等の業務負担軽減 児童養護施設等における夜間業務、子ども間の暴力・性暴力及び外国籍の子どもへの支援等へ対応するための補助者等を雇い上げ、児童指</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等体制強化事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童養護施設等において、児童指導員や養育者等直接処遇職員の補助を行う者（以下「補助者」という。）を雇い上げることにより、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童養護施設等の人材の確保を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 (略)</p> <p>第3 事業の内容 児童指導員や養育者等直接処遇職員（以下「直接処遇職員」という）の業務負担の軽減等に取り組んでいる児童養護施設等に対し、補助者の雇い上げに必要な費用の一部を補助する。 (1) 児童指導員等となる人材の確保 (略) (2) 夜間業務等の業務負担軽減 児童養護施設等における夜間業務、子ども間の暴力・性暴力への対応及び障害等を抱えた子どもや外国籍の子ども等ケアニーズの高い</p>

現 行	改 正 後
<p>導員等の業務負担軽減を図る。</p> <p>第4 対象施設 本事業の対象は、補助者の雇上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）とする。</p> <p>第5 実施要件 (1) 第3の(1)により雇い上げる補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。 ア 以下の資格要件を満たしていない者であること。 ①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第43条に規定する児童指導員、設備運営基準第82条に規定する児童自立支援専門員、設備運営基準第83条に規定する児童生活支援員、設備運営基準第28条に規定する母子支援員 ②児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）（以下「施行規則」という。）第36条の8第3項に規定する指導員 イ 児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者であつて、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設又は他の社会的養護関係施設（第4に規定する施設）で勤務を続ける意欲を持った者で、都道府県等が適当と認める者であること。</p>	<p><u>子ども</u>への支援等へ対応するための補助者等を雇上げ、<u>直接処遇職員</u>の業務負担軽減を図る。</p> <p>第4 対象施設 本事業の対象は、<u>以下のとおりとする。</u> <u>第3の(1)については、補助者の雇上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）。</u> <u>第3の(2)については、補助者の雇上げを行う児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）。</u></p> <p>第5 実施要件 (1) (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) 第3の(2)により雇い上げる補助者は、当該補助者が担う補助業務を行うものとして、都道府県等が適当と認める者であって、ファミリーホームが雇い上げる補助者は児童福祉法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 対象施設は、実施主体に対し、実施計画書を提出すること。なお、実施計画書には、以下の内容を記載すること。</p> <p>①本事業による補助者の業務内容及び勤務時間、補助者の雇い上げにより、<u>直接処遇職員</u>の負担が軽減される業務内容</p> <p>②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(補助者の配置を除く。)</p> <p>第6 留意事項 (略)</p>	<p>(2) 第3の(2)により雇い上げる補助者は、当該補助者が担う補助業務を行うものとして、都道府県等が適当と認める者であること。</p> <p>(3) 対象施設は、実施主体に対し、実施計画書を提出すること。なお、実施計画書には、以下の内容を記載すること。</p> <p>①本事業による補助者の業務内容及び勤務時間、補助者の雇い上げにより、<u>児童指導員等</u>の負担が軽減される業務内容</p> <p>②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(補助者の配置を除く。)</p> <p>第6 留意事項 (1) 第3の(1)により雇い上げを行った補助者は、以下の期間を上限として、雇い上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象とすることができること。</p> <p>①児童指導員の資格要件を満たすことを目指す者</p> <p>ア 設備運営基準第43条第8号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年</p> <p>イ 設備運営基準第43条第10号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年</p> <p>②児童自立支援専門員の資格要件を満たすことを目指す者</p> <p>ア 設備運営基準第82条第4号から第6号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 1年</p> <p>イ 設備運営基準第82条第7号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 3年</p> <p>③児童生活支援員の資格要件を満たすことを目指す者</p> <p>ア 設備運営基準第83条第3号の規定により資格要件を満たすこ</p>

改 正 後	現 行
	<p>とを指す者 3年</p> <p>④母子支援員の資格要件を満たすことを目指す者 ア 設備運営基準第28条第5号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年</p> <p>⑤指導員の資格取得を目指す者 ア 施行規則第36条の8第3項第3号の規定により資格要件を満たすことを目指す者 2年</p> <p>(2) 第3の(1)により補助者の雇い上げを行う施設は、原則として、本事業により配置する補助者が、資格要件を満たした後も引き続き勤務施設又は他の社会的養護関係施設(第4に規定する施設)(以下「勤務施設等」という。)で勤務を続けられるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 第3の(1)により、複数名の補助者を雇い上げることがは差し支えない。ただし、(1)に定める期間の経過後は、当該事業の補助対象とならないこと及び引き続き勤務施設等において勤務を続けられるよう、必要な措置を講ずる必要があることを踏まえ、計画的に雇用すること。</p> <p>(4) 第3の(2)により雇い上げる補助者は、本体施設のほか、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める分園型小規模グループケア及び「地域児童養護施設の設定運営について」(平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知)に定める地域小規模児童養護施設毎に雇い上げることができるものとする。</p> <p>(5) 補助者の勤務時間は業務内容等に応じて施設で判断すること。</p> <p>(6) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)の支弁対象となっている職員については、本事業の対象としない。</p>

改 正 後	現 行
第7 費用 (略)	第7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

現 行	改 正 後
<p>必須事業として、次の(1)及び(5)を行うこととし、(2)から(4)及び(6)の事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(5)の事業を実施していない場合でも、(2)から(4)による支援を行うことができることとする。</p> <p>(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成</p> <p>ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除(以下「措置解除」という。)後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。</p> <p>イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者</p> <p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。</p> <p>エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法(居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等)などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。</p> <p>また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。</p> <p>オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づき支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議(支援担当会議)を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。</p> <p>カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。</p> <p>(2) 居住に関する支援</p> <p>ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。</p> <p>(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)、児童自立生活援助事業を行う住居(以下「自立援助ホーム」という。)や施設、措置解除後も継続して支援可能な寮・寄宿舎、民間賃貸住宅等において居住の場を提供し、居住に要する費用を支給することとする。ただし、自立援助ホームや施設等において実施する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとする。(自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費(定員に応じた事務費の保護単価)が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。)また、里親の居宅やファミリーホームにおいて実施する場合も、居住に要する費用を支給することとする。</p> <p>なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。</p> <p>(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。</p>	<p>必須事業として、次の(1)及び(6)を行うこととし、(2)から(5)及び(7)から(9)の事業は対象者のニーズ等に応じて実施することとする。ただし、速やかに必要な子どもに支援が行われるよう、当分の間、(1)及び(6)の事業を実施していない場合でも、(2)から(5)、(7)及び(8)による支援を行うことができることとする。</p> <p>(1) 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成</p> <p>ア 法第23条第1項の規定に基づく母子保護の実施、法第27条第1項第3号の規定に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除(以下「措置解除」という。)後も引き続き本事業により実施する支援全体を統括する支援コーディネーターを配置すること。</p> <p>イ 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(イ) 児童福祉事業、社会福祉事業に5年以上従事した者</p> <p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>ウ 支援コーディネーターは、対象者、児童相談所の子ども担当職員、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者等により構成される会議を開催し、これらの者の意見を踏まえ、原則措置解除前にエに掲げる継続支援計画を作成すること。</p> <p>エ 継続支援計画には、対象者の心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法(居住に関する支援や生活費の支給の必要性やその方法、生活相談の実施・就労相談の実施の方法等)などを定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。</p> <p>また、継続支援計画は、施設等において作成されていた自立支援計画と一貫した内容となるよう十分考慮して作成すること。</p> <p>オ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づき支援状況について、必要に応じて対象者、児童相談所の職員、里親、施設職員、生活相談支援・就労相談支援担当職員等による会議(支援担当会議)を運営することとし、対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。</p> <p>カ 児童相談所等の関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的な支援ができるよう努めること。</p> <p>(2) 居住に関する支援</p> <p>ア 措置解除後の安定的な住まいを確保するため、次の支援を行うものとする。</p> <p>(ア) 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い者等に対して、対象者が居住する場として、里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)、児童自立生活援助事業を行う住居(以下「自立援助ホーム」という。)や施設、措置解除後も継続して支援可能な寮・寄宿舎、民間賃貸住宅等において居住の場を提供し、居住に要する費用を支給することとする。ただし、自立援助ホームや施設等において実施する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとし、自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費(定員に応じた事務費の保護単価)が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。</p> <p>なお、里親の居宅、ファミリーホームや施設等において居住する対象者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。</p> <p>(イ) 3に定める対象者のうち、支援の必要性が高い者に対して、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けることその他の適切な方法により居住の場を提供すること。</p>

現 行	改 正 後
<p>イ アの(ア)の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。</p> <p>ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童指導員である者</p> <p>(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者</p> <p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>エ アの(ア)の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。</p> <p>オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」(以下「貸付事業」という。)により事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給できるととする。</p> <p>(3) 生活費の支給</p> <p>ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合に生活費を支給することとする。</p> <p>なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。</p> <p>イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。</p> <p>ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。</p> <p>エ 3に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に生活費を支給することができる。</p> <p>(4) 学習費等の支給</p> <p>ア (2)又は(3)による支援を受けている者に対して、次の(ア)から(ク)に定める費用を支給することとする。</p> <p>(ア) 特別育成費(基本分)</p> <p>高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。</p>	<p>イ アの(ア)の居住費の支給を行う場合は、自立援助ホームや施設等においては、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。</p> <p>ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童指導員である者</p> <p>(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者</p> <p>(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>エ アの(ア)の対象者が、措置解除前に生活していた里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に引き続き居住を希望する場合、都道府県等の管外の里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住を希望する場合は、措置解除前に申込書を措置をした都道府県等に提出しなければならない。この場合は、施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)の代表者は対象者からの依頼を受けて、対象者に代わって都道府県等に申込みを行うことができる。なお、対象者の負担を考慮し、この手続きについては、できる限り煩雑にならないよう努めること。</p> <p>オ 3に定める対象者のうち平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第3号「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について」(以下「貸付事業」という。)を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に居住費を支給できるととする。</p> <p>(3) 生活費の支給</p> <p>ア 3に定める対象者のうち措置解除後も特に支援の必要性が高い等の理由から、対象者が居住する場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住する場合に生活費を支給することとする。</p> <p>なお、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。</p> <p>イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。</p> <p>ウ 対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。</p> <p>エ 3に定める対象者のうち貸付事業を活用しながら就学し、一般賃貸住宅等に居住していた者又は貸付事業を活用せずに一般賃貸住宅等に居住していた者が、疾病等によりやむを得ず中退した場合について、6か月を限度に生活費を支給することができる。</p> <p>(4) 学習費等の支給</p> <p>ア (2)又は(3)による支援を受けている者に対して、次の(ア)から(ク)に定める費用を支給することとする。</p> <p>(ア) 特別育成費(基本分)</p> <p>高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。</p>

改正後	現行
<p>(イ) 特別育成費（資格取得等特別加算） 高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。 なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。</p> <p>(ウ) 特別育成費（補習費） 高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかいつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。</p> <p>(エ) 特別育成費（補習費特別分） (ウ) の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。</p> <p>(オ) 就職支度費（一般分） 就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。 就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。 なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。 また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。</p> <p>(カ) 就職支度費（特別基準分） (オ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(オ) に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。 i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者</p> <p>(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分） 大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。 また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。</p> <p>(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分） (キ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(キ) に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。 i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学する</p>	<p>(イ) 特別育成費（資格取得等特別加算） 高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、都道府県等の判断により高等学校三学年以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。 なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。</p> <p>(ウ) 特別育成費（補習費） 高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかいつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。</p> <p>(エ) 特別育成費（補習費特別分） (ウ) の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。</p> <p>(オ) 就職支度費（一般分） 就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。 就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。 なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。 また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。</p> <p>(カ) 就職支度費（特別基準分） (オ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(オ) に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。 i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者</p> <p>(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分） 大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。 また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。</p> <p>(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分） (キ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(キ) に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付という。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。 i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者 ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学する</p>

現 行	改 正 後
<p>ために必要な経済的援助が見込まれない者</p> <p>イ 日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 生活相談の実施</u></p> <p>ア 生活相談支援担当職員を配置すること。</p> <p>イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者</p> <p>(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>ウ 退所を控えた者に対する支援</p> <p>(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</p> <p>(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</p> <p>(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(オ)</u> その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。</p> <p>エ 退所後の支援</p> <p>(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4 <u>(5)</u> 就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。</p>	<p>ために必要な経済的援助が見込まれない者</p> <p>イ 日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p> <p><u>(5) 自立後生活体験支援</u></p> <p>ア <u>4 (2) (ア) により、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホームや施設等に居住している者について、当該居住する場から自立する前に、一定期間一人暮らしを体験できるよう支援すること。</u></p> <p>イ <u>居住する場の敷地外のアパート等を体験の場とし、通常の生活に必要な設備を有すること。</u></p> <p>ウ <u>体験期間は、最長で1年間とすること。</u></p> <p>エ <u>自立後生活体験支援の全般についての実務上の責任者（担当責任者）を配置し、次の指導項目について必要に応じて対象者の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。</u></p> <p>(ア) <u>自活のための生活指導</u></p> <p>(イ) <u>職業適性を高める指導</u></p> <p>(ウ) <u>社会参加のための準備指導</u></p> <p>(エ) <u>学習指導</u></p> <p>(オ) <u>余暇の活用指導</u></p> <p><u>(6) 生活相談の実施</u></p> <p>ア 生活相談支援担当職員を配置すること。</p> <p>イ 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者</p> <p>(イ) 自立支援に対する理解があり、都道府県等が適当と認めた者</p> <p>ウ 退所を控えた者に対する支援</p> <p>(ア) 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</p> <p>(イ) 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</p> <p>(ウ) 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(エ) 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。</p> <p><u>(オ) 入所施設等に向いて退所を控えた者の自立に向けた相談支援を行うこと。</u></p> <p><u>(カ)</u> その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。</p> <p>エ 退所後の支援</p> <p>(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。</p> <p>(イ) 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、「4 <u>(9)</u> 就労相談支援」担当者と連携の上、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>(ウ) 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。</p>

現 行	改 正 後
<p><u>(エ)</u> その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合は含む）を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 就労相談の実施</p> <p>ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。</p> <p>イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。</p> <p>エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。</p> <p>オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。</p> <p>カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。</p> <p>5 設備</p> <p>4 <u>(5)</u> 及び4 <u>(6)</u> に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 相談室</p> <p>(2) 対象者が集まることができる設備</p> <p>(3) その他事業を実施するために必要な設備</p> <p>6 事業の実施にあたっての留意事項</p> <p>(1) 本事業を実施するにあたっては、4 (1) の支援コーディネーター、4 <u>(5)</u> の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。ただし、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。</p> <p>なお、4 (2) から <u>(4)</u> による支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4 (1) 及び <u>(5)</u> の実施に先行して4 (2) から <u>(4)</u> による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。</p> <p>(2) 対象者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 対象者及び保護者の意向に配慮すること。</p> <p>(4) 4 <u>(5)</u> に掲げる事業及び4 <u>(6)</u> に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。</p>	<p><u>(エ)</u> その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合は含む）を行うこと。</p> <p>オ 留意事項</p> <p><u>(ア)</u> 生活相談の実施にあたっては、<u>社会的養護の当事者や当事者団体を活用することも考えられる。</u></p> <p><u>(7) 医療連携支援</u></p> <p>ア メンタルケア等、<u>医療的な支援が必要な者対象が適切に医療を受けられるよう、児童精神科医、心理士等を嘱託契約等により配置すること。</u></p> <p>イ その他、<u>対象者への医療的なケアに必要な事業を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 法律相談支援</u></p> <p>ア <u>対象者が金銭トラブル、契約トラブル等に遭った場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。</u></p> <p>イ <u>その他、対象者が法律相談を必要とする状況になった場合に適切に対応するために必要な事業を行うこと。</u></p> <p><u>(9) 就労相談の実施</u></p> <p>ア 就労相談支援担当職員を配置し、児童相談所等と連携して活動する就労支援チームを設置すること。</p> <p>イ 社会的自立を支援するために適切な職場環境の確保及び必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 雇用先となる職場の開拓を行うこと。</p> <p>エ 就職面接等のアドバイスを行うこと。</p> <p>オ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行うこと。</p> <p>カ その他就労支援に必要な事業を行うこと。</p> <p>5 設備</p> <p>4 <u>(6)</u> 及び4 <u>(9)</u> に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 相談室</p> <p>(2) 対象者が集まることができる設備</p> <p>(3) その他事業を実施するために必要な設備</p> <p>6 事業の実施にあたっての留意事項</p> <p>(1) 本事業を実施するにあたっては、4 (1) の支援コーディネーター、4 <u>(6)</u> の生活相談支援担当職員を配置し事業を実施しなければならない。ただし、常勤、非常勤の別は問わないので留意すること。</p> <p>なお、4 (2) から <u>(5)</u> による支援を行う必要がある場合は、対象者の状況を鑑み、都道府県等の判断により、4 (1) 及び <u>(6)</u> の実施に先行して4 (2) から <u>(5)</u>、<u>(7)</u> 及び <u>(8)</u> による支援を行うことができることとする。これについては、対象者のニーズ等を十分踏まえて積極的に活用すること。</p> <p>(2) 対象者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 対象者及び保護者の意向に配慮すること。</p> <p>(4) 4 <u>(6)</u> に掲げる事業及び4 <u>(9)</u> に掲げる事業を実施するにあたっては、対象者が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮するとともに、地域の対象者に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるよう広報活動を積極的に行うこと。</p>

改正後	現行
<p>護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」（以下「社会的養護自立支援事業」という。）において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑦ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>4 対象となる被保証人 この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。</p> <p>① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。</p> <p>② 父母等に心身の障害がある。</p> <p>③ 父母等が経済的に困窮している。</p> <p>④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。</p> <p>5 対象となる保証人 この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設</p> <p>ア 施設長</p> <p>イ 施設の設置（又は経営）主体の代表者</p> <p>ウ 措置（又は保護）をした児童相談所、婦人相談所の所長</p> <p>エ 退所後のアフターケアを実施する民間支援団体の代表者</p> <p>② 里親</p> <p>ア 里親</p> <p>イ 委託をした児童相談所の所長</p> <p>ウ 退所後のアフターケアを実施する民間支援団体の代表者</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者</p> <p>ア 養育者</p>	<p>護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）を行う者に委託されている者あるいは同号による措置又は委託解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>② 別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」（以下「社会的養護自立支援事業」という。）において実施する居住に関する支援を受け里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）や施設等に引き続き居住している者又は社会的養護自立支援事業による支援が終了してから本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>③ 法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている者又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>④ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑤ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の規定により売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に保護されている者又は保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>⑦ DV防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定により婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む。）に一時保護されている者又は一時保護の解除から本事業の申請まで2年以内の者</p> <p>4 対象となる被保証人 この事業の対象となる被保証人は、3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母（保護者）等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当なものとする。</p> <p>① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。</p> <p>② 父母等に心身の障害がある。</p> <p>③ 父母等が経済的に困窮している。</p> <p>④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になることが適当でない、若しくは協力が得られない。</p> <p>5 対象となる保証人 この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設</p> <p>ア 施設長とする。</p> <p>② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。</p>

改正後	現行
<p><u>イ 設置（又は経営）主体の代表者</u> <u>ウ 委託をした児童相談所長</u> <u>エ 退所後のアフターケアを実施する民間支援団体</u></p> <p>④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者 <u>ア 設置主体（又は経営主体）主体の代表者</u> <u>イ 援助の実施をした児童相談所長</u> <u>ウ 退所後のアフターケアを実施する民間支援団体の代表者</u></p> <p>⑤ 平成29年3月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者 <u>ア 設置（又は経営）主体の代表者</u> <u>イ 退所後のアフターケアを実施する民間支援団体の代表者</u></p> <p>⑥ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも一時保護委託を含む。） <u>ア 児童相談所、婦人相談所の所長</u> <u>イ 退所後のアフターケアを実施する民間支援団体の代表者</u></p> <p>⑦ 社会的養護自立支援事業 <u>ア 施設長</u> <u>イ 里親</u> <u>ウ 養育者</u> <u>エ 設置（又は経営）主体の代表者</u> <u>オ 退所後のアフターケアを実施する民間支援団体の代表者</u></p> <p>6 保証範囲</p> <p>① 就職時の身元保証 被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>② アパート等の賃借時の連帯保証 賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。 ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い</p> <p>③ 大学等入学時の身元保証 被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p><u>④ 入院時の身元保証</u> <u>就職時又は大学等入学時の身元保証とあわせて、被保証人が入院に関し、医療費の滞納など、医療機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</u></p> <p>7 保証期間 この事業における保証期間は、次のとおりとする。</p>	<p>④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者については、<u>設置主体（又は経営主体）主体の代表者又は援助の実施をした児童相談所長とする。</u></p> <p>⑤ 平成29年3月31日雇児発0331第56号「就学者自立生活援助事業の実施について」における就学者自立生活援助事業を行う者については、<u>設置（又は経営）主体の代表者とする。</u></p> <p>⑥ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所（いずれも一時保護委託を含む。）については、<u>児童相談所、婦人相談所の所長とする。</u></p> <p>⑦ 社会的養護自立支援事業については、<u>施設長、里親、養育者又は設置（又は経営）主体の代表者とする。</u></p> <p>6 保証範囲</p> <p>① 就職時の身元保証 被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主又はその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。</p> <p>② アパート等の賃借時の連帯保証 賃貸住宅又は賃貸施設（以下「賃貸住宅等」という。）に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。 ア 家賃もしくは賃貸料および共益費（以下「家賃等」という。）の支払い イ 賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払い ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い</p> <p>③ 大学等入学時の身元保証 被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など、教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。 <u>(新規)</u></p> <p>7 保証期間 この事業における保証期間は、次のとおりとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。</p> <p>③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。</p> <p><u>④ 入院時の身元保証の期間は、あわせて加入する就職時又は大学等入学時の身元保証の期間と同じ期間とする。</u></p>	<p>① 就職時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに2年間延長し、最長5年間とすることができる。</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、最長4年間とすることができる。</p> <p>③ 大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、保証期間をさらに1年間延長し、原則として最長5年間とすることができる。</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>8 保証限度額</p> <p>この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 就職時の身元保証 200万円</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 200万円</p> <p><u>④ 入院時の身元保証 ※ 万円</u></p>	<p>8 保証限度額</p> <p>この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 就職時の身元保証 200万円</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 200万円</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>9 保険料</p> <p>① 就職時の身元保証 年間保険料 10,560円 (月額 880円)</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料 19,152円 (月額1,596円)</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 年間保険料 10,560円 (月額 880円)</p> <p><u>④ 入院時の身元保証 年間保険料 2,400円 (月額 200円)</u></p>	<p>9 保険料</p> <p>① 就職時の身元保証 年間保険料 10,560円 (月額 880円)</p> <p>② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料 19,152円 (月額1,596円)</p> <p>③ 大学、高等学校など教育機関入学時の身元保証 年間保険料 10,560円 (月額 880円)</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>10 求償権</p> <p>全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。</p> <p>① 被保証人が死亡したとき。</p> <p>② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。</p> <p>③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。</p> <p>④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。</p>	<p>10 求償権</p> <p>全社協が雇用主、家主、教育機関等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等をした金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする（実際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。）。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。</p> <p>① 被保証人が死亡したとき。</p> <p>② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。</p> <p>③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。</p> <p>④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。</p>
<p>11 身元保証人確保対策事業運営委員会</p> <p>この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。</p> <p>なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。</p>	<p>11 身元保証人確保対策事業運営委員会</p> <p>この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置することとする。</p> <p>なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において別に定めるものとする。</p>

改正後	現行
<p>12 身元保証審査会 委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。 なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。</p> <p>13 経費 国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。</p>	<p>12 身元保証審査会 委員会に身元保証審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会においては必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。 なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。</p> <p>13 経費 国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。</p>

「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について」の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>雇児発0605第3号 平成27年6月5日 【一部改正】雇児発0901第9号 平成28年9月1日 【一部改正】子発0905第5号 平成29年9月5日 【一部改正】子発0310第2号 令和2年3月10日 【一部改正】子発0622第3号 令和2年6月22日 【一部改正】子発※第※号 令和※年※月※日 <u>【一部改正】子発※第※号</u> <u>令和※年※月※日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について</p>	<p>雇児発0605第3号 平成27年6月5日 【一部改正】雇児発0901第9号 平成28年9月1日 【一部改正】子発0905第5号 平成29年9月5日 【一部改正】子発0310第2号 令和2年3月10日 【一部改正】子発0622第3号 令和2年6月22日 【一部改正】子発※第※号 令和※年※月※日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について</p>

社会的養護については、虐待を受けた子どもなどを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化、里親やファミリーホームへの委託などの取組を推進しているところである。

また、地域における子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度 4 月から施行され、各市町村において地域子ども・子育て支援事業の実施等により、子ども・子育て支援の充実を図ることとなっている。

今般、これら施策の一層の推進を図るため、別紙のとおり「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施することとしたので通知する。

また、都道府県知事におかれては、管内の市町村（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言である。

社会的養護については、虐待を受けた子どもなどを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化、里親やファミリーホームへの委託などの取組を推進しているところである。

また、地域における子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度 4 月から施行され、各市町村において地域子ども・子育て支援事業の実施等により、子ども・子育て支援の充実を図ることとなっている。

今般、これら施策の一層の推進を図るため、別紙のとおり「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施することとしたので通知する。

また、都道府県知事におかれては、管内の市町村（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言である。

<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修及び児童相談所における児童の心理的負担を軽減するために必要な改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体</p> <p>1 第3の1及び第3の4に定める事業 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村</p> <p>2 第3の2に定める事業 指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村</p> <p>3 第3の3に定める事業 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市</p> <p>第3 対象事業</p> <p>1 児童養護施設等の環境改善事業 (1) 入所児童等の生活環境改善事業 次の①又は②に該当する事業</p> <p>① 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホームを新設する場合の建物の改修、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修及び児童相談所における児童の心理的負担を軽減するために必要な改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体</p> <p>1 第3の1及び第3の4に定める事業 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村</p> <p>2 第3の2に定める事業 指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村</p> <p>3 第3の3に定める事業 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市</p> <p>第3 対象事業</p> <p>1 児童養護施設等の環境改善事業 (1) 入所児童等の生活環境改善事業 次の①又は②に該当する事業</p> <p>① 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、</p>
---	---

<p>施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う事業。</p> <p>② 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フロアリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業。</p> <p>(2) ファミリーホーム等開設支援事業</p> <p>ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター又は婦人保護施設の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。</p> <p>(3) 児童家庭支援センター開設支援事業</p> <p>既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる経費を支弁する事業。</p> <p>(4) 耐震物件への移転支援事業</p> <p>耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。</p> <p>なお、対象となる施設等は第3の1（1）②に規定する施設等とする。</p>	<p>施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う事業。</p> <p>② 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入や更新、フロアリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修を行う事業。</p> <p>(2) ファミリーホーム等開設支援事業</p> <p>ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設、児童家庭支援センター又は婦人保護施設の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。</p> <p>(3) 児童家庭支援センター開設支援事業</p> <p>既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる経費を支弁する事業。</p> <p>(4) 耐震物件への移転支援事業</p> <p>耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業。</p> <p>なお、対象となる施設等は第3の1（1）②に規定する施設等とする。</p>
--	--

<p>2 地域子育て支援拠点の環境改善事業 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を行う事業。</p> <p>3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新を行う事業。 また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び備品の購入や更新を行う事業。</p> <p>4 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）、養子縁組民間あっせん機関及び母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、都道府県等による施設等へ配布する衛生用品の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、施設等の個室化に要する改修、施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援（※）など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」という。）。</p> <p>（※）職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を支援する。</p> <p>【かかり増し経費等の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過 	<p>2 地域子育て支援拠点の環境改善事業 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備を行う事業。</p> <p>3 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 児童相談所において、児童の心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新を行う事業。 また、一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び備品の購入や更新を行う事業。</p> <p>4 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）、養子縁組民間あっせん機関及び母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、都道府県等による施設等へ配布する衛生用品の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、施設等の個室化に要する改修、施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援（※）など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」という。）。</p> <p>（※）職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を支援する。</p> <p>【かかり増し経費等の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過
--	--

<p>勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定して いない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、 法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手 当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金</p> <p>※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認め られるものであること。</p> <p>ii 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や 日常生活において必要とする物品等の購入支援</p> <p>※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マス ク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポー チ、ガウン、タオルなど</p> <p>※ 実費相当額を上限</p> <p>iii 濃厚接触者等の養育を担当する職員が家庭での感染拡 大を予防するために宿泊施設等を利用する場合の宿泊費 用など、濃厚接触者等を養育する際に必要なかかり増し 費用</p> <p>※ 実費相当額を上限</p> <p>第4 対象事業の制限</p> <p>1 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>2 第3の1（1）から（4）、2及び3の各事業については、事業を 行う施設等1か所につき1回限りとする。ただし、<u>以下の（1） から（3）に該当する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>（1）児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必 要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場 合。</u></p>	<p>勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定して いない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、 法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手 当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金</p> <p>※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認め られるものであること。</p> <p>ii 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や 日常生活において必要とする物品等の購入支援</p> <p>※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マス ク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポー チ、ガウン、タオルなど</p> <p>※ 実費相当額を上限</p> <p>iii 濃厚接触者等の養育を担当する職員が家庭での感染拡 大を予防するために宿泊施設等を利用する場合の宿泊費 用など、濃厚接触者等を養育する際に必要なかかり増し 費用</p> <p>※ 実費相当額を上限</p> <p>第4 対象事業の制限</p> <p>1 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>2 第3の1（1）から（4）、2及び3の各事業については、事業を 行う施設等1か所につき1回限りとする。ただし、<u>災害等やむ を得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限り</u> <u>ではない。</u></p>
--	---

(2) 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

(3) 災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合。

3 第3の1(1)①、(2)、(3)、2及び3の事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合に対象とすること。

第5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- 1 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する第3の1及び第3の4の事業
- 2 市町村が行い又は助成する第3の1及び第3の4の事業に対して都道府県が補助する事業
- 3 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する第3の2の事業
- 4 市町村が行い又は助成する第3の2の事業に対して都道府県が補助する事業
- 5 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う第3の3の事業

3 第3の1(1)①、(2)、(3)、2及び3の事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合に対象とすること。

第5 費用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- 1 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する第3の1及び第3の4の事業
- 2 市町村が行い又は助成する第3の1及び第3の4の事業に対して都道府県が補助する事業
- 3 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行い又は助成する第3の2の事業
- 4 市町村が行い又は助成する第3の2の事業に対して都道府県が補助する事業
- 5 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う第3の3の事業

子 発 ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童養護施設等民有地マッチング事業の実施について（案）

児童福祉行政の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところである。

今般、都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援することにより、小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進することを目的として、別紙のとおり「児童養護施設等民有地マッチング事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

児童養護施設等民有地マッチング事業実施要綱

1 目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 土地等所有者と児童養護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）（以下、「児童養護施設等」という。）を運営する法人等（以下、「児童養護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地での児童養護施設等の整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(2) 整備候補地等の確保支援

児童養護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、児童養護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

児童養護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、児童養護施設等の設置を推進するためのコーディネーターを市町村又は児童養護施設等に配置する。

4 実施要件

(1) 土地等所有者と児童養護施設等整備法人等のマッチング支援

ア 児童養護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募

- 集し、児童養護施設等の実施に適切な場所（立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
- イ アで選定された整備候補物件において、児童養護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適切な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
- ウ 土地等所有者及び児童養護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。
- エ 選定した土地等の所有者と児童養護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。
- オ 本事業の趣旨は、児童養護施設等の整備を推進する目的で、土地等所有者と児童養護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

（２）整備候補地等の確保支援

- ア 児童養護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。
- イ 児童養護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。
- ウ 実施に当たっては、地域の不動産事業者・団体等と連携し適切な整備候補地を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナーを活用するなど効率的な事業実施に努めること。
- エ 土地等の所有者への説明に当たっては、児童養護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。
- オ 児童養護施設等の用に供することが決定した際には、（１）の活用その他適切な方法で児童養護施設等整備法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、児童養護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

（３）地域連携コーディネーターの配置支援

- ア 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
- イ 地域住民との調整等の実施に当たっては、地域の社会的養護の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村と連携すること。
- ウ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

５ 留意事項

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で児童養護施設等の整備が行われ

るよう、都道府県等において地域の実情を十分に把握した上で委託すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

